

令和5年9月25日

報道各位

新潟市文化スポーツ部歴史文化課

新規登録された登録有形文化財（建造物）「瓢亭（旧花岡家住宅）」に
登録証をお渡しします

令和5年8月7日に、市内の建造物3棟が新たに国の登録有形文化財として登録されました。このうち、中央区古町通にある「瓢亭（旧花岡家住宅）」について、下記日程で歴史文化課長より所有者へ登録証をお渡しします。「瓢亭（旧花岡家住宅）」が正式に登録有形文化財となってから初めての機会ですので、広報にご協力をお願いいたします。

なお、取材を希望される場合は、下記の問い合わせ先に事前連絡をお願いいたします。

【日程等】

文化財の名称 瓢亭（旧花岡家住宅）
日時 令和5年9月28日（木）午後3：00から
会場 瓢亭（旧花岡家住宅） 新潟市中央区古町通八番町1448番地

*登録証のお渡しは関係者（報道関係者を含む）のみで実施し、一般公開は行いません。

*文化財の概要については別紙のとおりです。

*同日付で登録有形文化財になった「齋藤家住宅離れ」「齋藤家住宅土蔵」への登録証のお渡しについては、取材受け入れを行う場合改めて情報提供いたします。

【参考】

●登録有形文化財登録基準

平成8年8月30日文部省告示第152号

改正 平成17年3月28日文部科学省告示第44号

【建造物の部】

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの。

- (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (二) 造形の規範となっているもの
- (三) 再現することが容易でないもの

●全国の登録棟数（令和5年8月7日時点）

*（ ）は新潟市内の棟数

種別	新規登録	累計
登録有形文化財（建造物）	147（3）	13,779（126）

<お問い合わせ先>

新潟市文化スポーツ部歴史文化課

企画・文化財担当（担当：田部・小松）

電話：025-226-2575（直通）

E-mail：rekishi@city.niigata.lg.jp

1 名称 (種別)	ひょうてい きゅうはなおかけじゅうたく 瓢亭 (旧花岡家住宅) (建築物・住宅)
2 建築年代等	昭和9年頃／令和元年改修
3 所在地	新潟市中央区古町通八番町1448番地
4 登録基準	一、国土の歴史的景観に寄与しているもの
5 概要	古町花街の街路に面する元芸妓の住宅兼稽古場として使用されていた建物。塀で囲った前栽と玄関を構えた二階建て町家。各座敷は小唄や清元の稽古場と客座敷に使い分けた。現在は鰻・日本料理店として活用。風情ある歴史的町並みを形成する。



瓢亭 (旧花岡家住宅) 外観 (東北より)



瓢亭 (旧花岡家住宅) 二階前座敷

瓢亭（旧花岡家住宅） 周辺地図



出典：国土地理院ウェブサイト／地理院地図（電子国土Web）を加工して作成